

解体等工事を実施する建築物等における石綿(アスベスト)使用有無等の事前調査について

大阪府では、石綿（アスベスト）に関する府民の健康保持と不安解消のため、建築物等の解体・改造・補修の作業からの飛散防止を目的として「大阪府生活環境の保全等に関する条例」第40条の3の規定によりアスベスト使用「事前調査及び調査結果の表示」が義務付けられており、枚方市域については、本市が大阪府より事務委任を受けております。

1. すべての解体等の工事において、受注者等によるアスベスト使用の有無等の「事前調査」が必要です。

○事前調査の内容は、当該建築物等にかかる石綿含有建築材料の次の4項目です。

①使用の有無 ②種類 ③種類別の使用面積 ④種類別の使用箇所

「石綿含有建築材料」とは…

- ・吹付け石綿 ・石綿含有保温材 ・石綿含有耐火被覆材 ・石綿含有断熱材
- ・石綿含有成形板（ビニル床タイル等は除きます）※いずれもアスベスト重量が0.1%を超えるもの

○事前調査は、①設計図書その他の資料による調査 ②目視による調査 により行います。

①及び②の方法で判別できない場合には、知事が定める方法による分析が必要になります。（アスベストが使用されているとみなして、アスベストの飛散防止措置を講じて解体等の作業を行う場合は、分析は省略できます。）

○事前調査の結果を発注者に書面で説明する必要があります。また、受注者等及び発注者は、事前調査結果書面を3年間保存しなければなりません。

○事前調査の結果等（施工者情報、アスベストの使用の有無・種類、調査年月日）を、掲示板により当該建築物等の敷地内の公衆の見やすい箇所に表示し、事前調査結果書面を解体工事等に係る適切な場所において提供する必要があります。なお、石綿が使用されていない場合も表示は必要です。

2. 次の内容に該当する場合、大気汚染防止法または府条例による届け出が必要です。

○当該建築物等に吹付け石綿、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材が使用されている場合
⇒ すべての解体等の作業

○当該建築物等に使用されている石綿含有建築材料が石綿含有成形板のみの場合
⇒ 解体等の作業に係る石綿含有成形板の使用面積が1,000m²以上の作業

3. 必要であると判断した場合、事前調査チェックリストの提出をお願いします。

今回の改正の趣旨からみて、その実効性の確保を図るためには解体等工事を予定している建築物等に関して、石綿（アスベスト）使用の有無を確認する「事前調査」を適正に実施することが重要です。このことから、本市では、今後解体される予定である建築物等の「事前調査」実施状況を把握する必要があると考えております。その時々に応じて、チェックリストの提出をお願いする場合がありますので、即対応できるよう書面にて事前調査書チェックリストを作成しておいてください。

ご協力をよろしくお願いいたします。

なおチェックリストについては、当市指定の様式を用意しておりませんので、大阪府のホームページ(大気汚染防止法・大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく建築物等の解体工事等に係る手続様式等のダウンロード)内の

事前調査書面・詳細票の様式例【PDFファイル】

受注者用：http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/2683/00005036/jizentyosa_jutyusha_yoshiki.pdf

自主施工者用：http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/2683/00005036/jizentyosa_jishusekou_yoshiki.pdf

事前調査書面・詳細票の様式例【Wordファイル】

受注者用：http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/2683/00005036/jizentyosa_jutyusha_yoshiki.docx

自主施工者用：http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/2683/00005036/jizentyosa_jishusekou_yoshiki.docx

をご使用ください。なお、ご不明な点がございましたら、下記問合せ先までご連絡ください。

※受注者等には自主施工者を含みます。

問合せ先：枚方市 環境部 環境指導課

〒573-1162

大阪府枚方市田口5-1-1（穂谷川清掃工場 管理棟1階）

TEL050-7102-6017(直通)